

看護課

1. 看護職員等確保対策について

今般、オミクロン株の流行により全国的に新型コロナウイルス感染症患者が増加するとともに、医療従事者の感染者や濃厚接触者が増加しているため、医療現場における看護職員等の確保の推進が引き続き重要となっている。

(1) 令和3年度補正予算について

新型コロナウイルス感染症対応における看護職員の確保を推進するため、令和3年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業」として、約35億円を確保した。新型コロナウイルス感染症の拡大により、不足している新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員等の人材を確保し、医療提供体制を維持するための支援を行う。

【P I 看 3】

①新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業における都道府県内人材調整事業

都道府県内人材調整事業は、感染拡大時に、病床、臨時の医療施設、宿泊療養施設等を新たに稼働させるためには緊急的な看護職員等の確保が必要であることから、都道府県看護協会等が、応援看護師等を出向させる医療機関と応援を受け入れる病床・臨時の医療施設等の双方の事情やニーズに沿った応援シフトの調整を集約的に実施するための委託等の経費を補助するもの。

なお、既存の病床、臨時の医療施設、宿泊療養施設等において、感染拡大に対応するために、応援実施機関及び応援受入機関双方の事情やニーズに沿った応援シフトの調整を集約的に実施する場合、また、円滑・迅速な対応を行うために、準備段階からの経費についても対象となるため、御活用をお願いしたい。

【P I 看 3】

②新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業における広域人材調整事業

広域人材調整事業は、都道府県内調整のみでは対応が難しい場合において、国・都道府県・日本看護協会・都道府県看護協会が連携し、都道府県域を超えて広域的な人材調整を行うもの。

都道府県におかれては、都道府県内において応援派遣調整や潜在看護職の直接雇用などの確保策を実施いただいたものの、都道府県内調整のみでは対応が困難な場合は、国に対して、広域応援派遣を要請いただくようお願いしたい。

【P I 看 4】

③新型コロナウイルス感染症対応潜在看護職研修事業

新型コロナウイルス感染症対応潜在看護職研修事業は、新型コロナウイルス感染症関連業務を経験した潜在看護職等が、臨時の医療施設等において業務に従事する際に必要となる事前研修やスキルアップ研修を、都道府県ナースセンターで実施するもの。【P I 看 4】

なお、看護職員等の人材確保については、都道府県と都道府県看護協会等との連携が非常に重要であるため、引き続き、緊密に連携いただき、看護職員等の人材確保を推進いただくようお願いしたい。

(2) 医療現場における暴力・ハラスメント対策について

医療従事者の離職防止や勤務環境改善の観点から、患者やその家族による暴力・ハラスメント対策を講じることが重要であることから、令和元年度に医療施設における看護職員等が受ける暴力・ハラスメント実態調査を実施し、その結果を踏まえ、患者やその家族からの暴力・ハラスメント対策を医療従事者が学ぶことができるeラーニング教材を制作した。これを昨年11月より、厚生労働省 動画チャンネル (YouTube) に公開している。

動画は1本につき20分程度、総論7本、各論5本であり、暴力・ハラスメント対策の基本的な考え方について、管理者とスタッフ双方の視点から学ぶことができる内容となっている。

また、医療現場における暴力・ハラスメント対策に関するマニュアルの作成や研修の実施に係る費用については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能であるため、適宜、御活用いただきたい。

各医療機関が適切な暴力・ハラスメント対策を組織的に講じるための一助として、研修や個人学習等において本教材を積極的に活用いただくよう、貴管内の医療機関に対して周知をお願いしたい。

【P I 看 5】

新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保

事業目的

新型コロナウイルス感染症の対応において、不足している感染症対応のための看護職員等の人材確保への支援

事業概要

1 緊急的な看護人材ニーズに対応した人材調整の体制整備への支援

- ① 都道府県内における看護師をはじめとした医療従事者の人材調整の体制整備【実施主体：都道府県】（令和3年度補正予算額：1.5億円）
感染が拡大する地域において、複数施設間で受入側のニーズに沿った応援シフト調整を集約的に行うための体制整備
- ② 都道府県外への広域における看護人材調整の体制整備【実施主体：日本看護協会】（令和3年度補正予算額：3.8億円）
県内で人材が確保できない場合、他県へ応援派遣を要請する仕組みの体制整備
- ③ 看護マネジメントを行うための体制整備【実施主体：関係団体】（令和3年度補正予算額：0.3億円）
看護管理者等支援として、医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に係る看護マネジメントをスムーズに行うための体制整備

2 新型コロナウイルス感染症に対応する看護職への研修支援

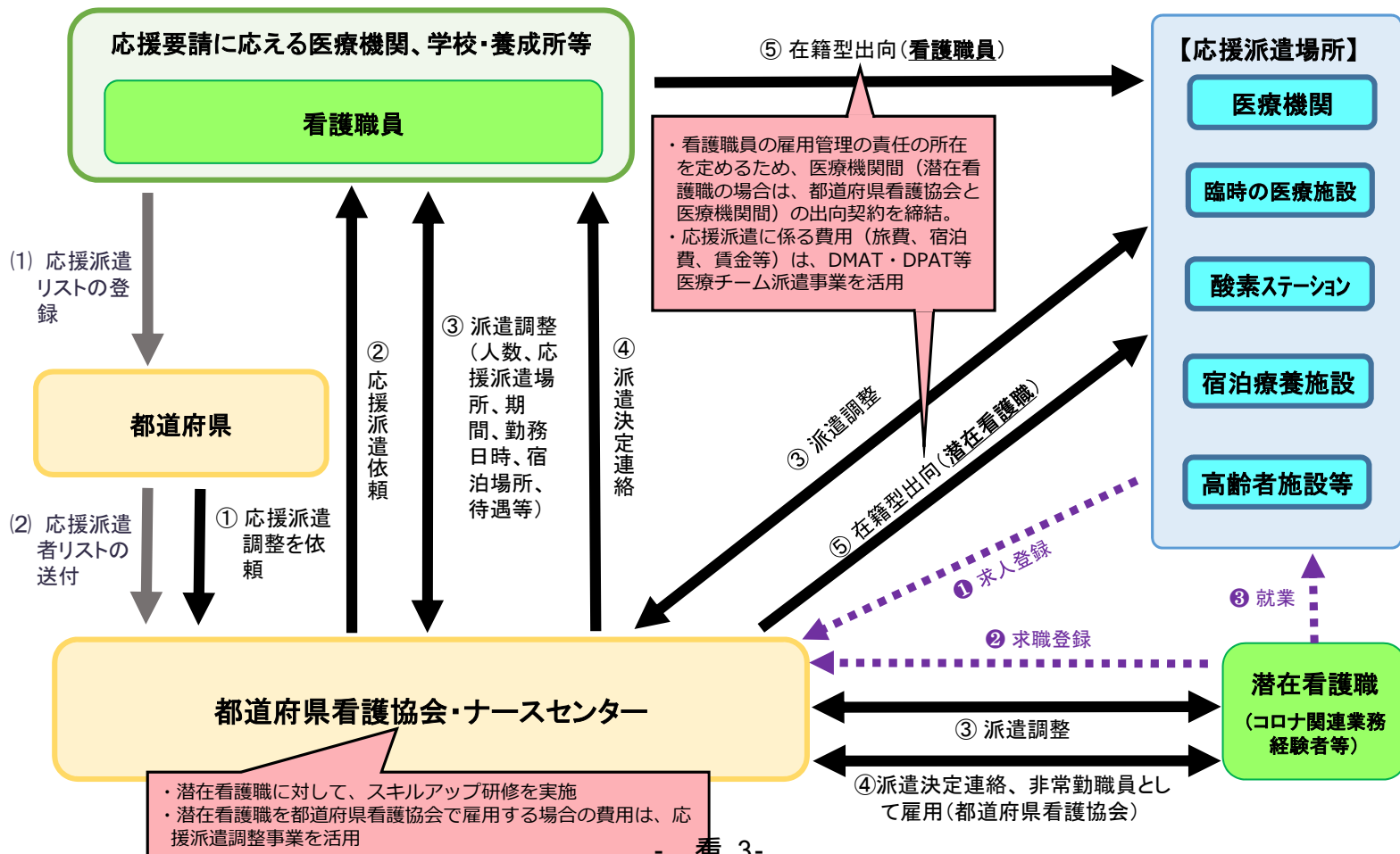
- ① 看護職員への研修支援【実施主体：都道府県・日本看護協会】（令和3年度補正予算額：都道府県7.4億円 日本看護協会0.4億円）
新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職員を養成するための支援
- ② 潜在看護職への研修支援【実施主体：日本看護協会】（令和3年度補正予算額：3.8億円）
潜在看護職の育成等支援として、潜在看護職を新型コロナウイルス感染症関連業務がある臨時の医療施設や酸素ステーション等で活用するための支援

3 新型コロナウイルス感染症の影響による看護職員の離職防止策への支援

- ① 看護職員の新型コロナにおける離職防止のための相談窓口の設置【実施主体：日本看護協会】（令和3年度補正予算額：1.4億円）
- ② 追加的に実施する学童保育に対する支援【実施主体：病院】（令和3年度補正予算額：2.4億円）

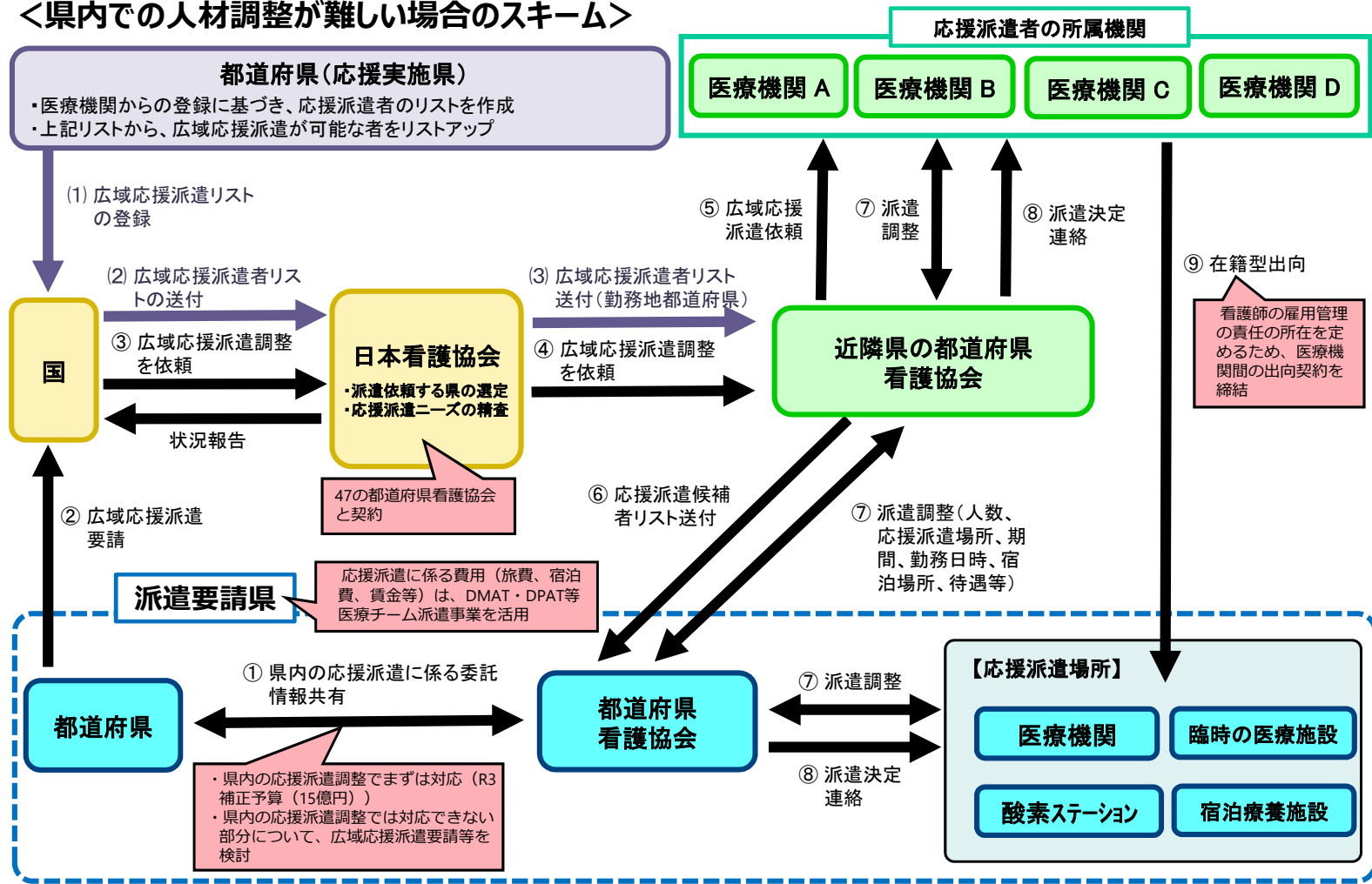
緊急的な看護人材ニーズに対応した人材調整等の仕組み(県内調整)

<都道府県看護協会に委託した場合のスキーム(在籍型出向・直接雇用)>



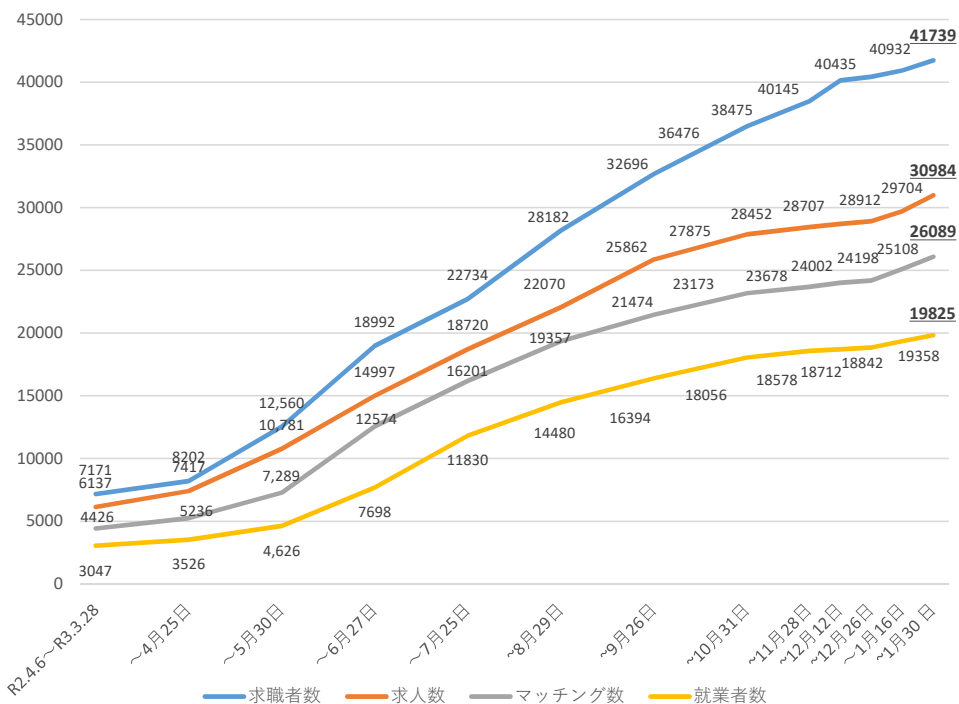
緊急的な看護人材ニーズに対応した人材調整等の仕組み(広域調整)

<県内での人材調整が難しい場合のスキーム>

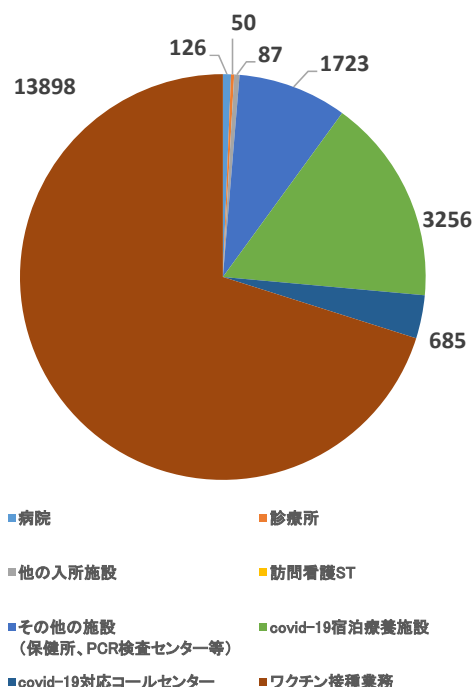


都道府県ナースセンターによるCovid-19対策における潜在看護職員の復職支援状況

2021 求職・求人・紹介・就業者数



就業先内訳 (令和2年4月6日~令和4年1月30日)



※数値は集計日時点のものであり、都道府県ナースセンターからの依頼により過去に報告された実績が修正・変更される場合がある。

医療現場における暴力・ハラスメント対策（動画）について

医療現場における暴力・ハラスメント問題については、医療従事者の離職防止、勤務環境改善の観点からも重視されており、平成30年版過労死等防止対策白書においては、医療分野における労災認定事案のなかで、患者からの暴言・暴力やハラスメントによるストレスが要因と考えられる看護職員の精神障害の事案が多くあげられています。そこで、令和元年度に「看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究」を実施し、令和2年度にその内容を踏まえ、看護職員の離職防止を図るための「医療現場における暴力・ハラスメント対策」として、看護職員を含む医療従事者が患者やその家族からの暴力・ハラスメント対策について学ぶことができるeラーニング教材を制作しました。

厚生労働省ホームページ

「医療従事者の勤務環境の改善について」



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/

■ 1-4. 医療現場における暴力・ハラスメント対策

医療現場における暴力・ハラスメント対策は、医療従事者の離職防止、勤務環境改善の観点からも近年重視される看護職員の精神障害の事案が多くあげられています。

このような問題に対し、医療従事者が患者やその家族からの暴力・ハラスメント対策について学習することがで

各医療機関から適切な対応策を組織的に講じることができるよう、研修や個人学習等でぜひご活用ください。

【総論】

1. 患者等による暴言、暴力等の迷惑行為とその対策に係る基礎知識(1)
2. 患者等による暴言、暴力等の迷惑行為とその対策に係る基礎知識(2)
3. 日頃の備え
4. 発生時の対応
5. 発生後の対応
6. 応召義務
7. 使用者の安全配慮義務

【各論】

8. 暴行・傷害
9. 脅迫・強要
10. 業務妨害・不届き
11. 器物損壊・建造物損壊・名誉棄損・侮辱
12. わいせつ・ストーカ

医療現場における暴力・ハラスメント対策教材製作編集委員会(令和3年3月末時点、敬称略・五十音順)
深野綾子(弁護士)、池田守(弁護士)、石川英里(慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科特任講師)、今
風病院看護部長、橋本省(日本医師会常任理事)、前田正一(慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科特
ささえあい医療人権センターCOML理事長)

タイトルをクリックするとそれぞれの動画を
みることができます。

第1回

患者等による暴言、暴力等の迷惑行為と その対策に係る基礎知識(1)



動画は1コンテンツ20分程度で、全12本です。

厚生労働省の動画チャンネル(YouTube)に公開。管理者とスタッフの双方の視点で、基本的な考え方について、コンパクトに学ぶことができます。

各医療機関が適切な対応策を組織的に講じるための一助として、研修や個人学習等において本教材をご活用ください。

※ ハラスメント関係の研修を行う際に、地域医療介護総合確保基金の活用が可能です。

2. 特定行為に係る看護師の研修制度について

(1) 指定研修機関及び研修修了者の現状と制度の推進について

2025 年に向けて、国民に適切な医療を提供するためには、特定行為研修修了者の活躍が期待されている。【PI 看 8】

特定行為研修を行う指定研修機関は、令和 3 年 8 月時点で 46 都道府県に 289 箇所が厚生労働大臣により指定されており、研修修了者は令和 3 年 9 月末時点で 4,393 人となっている。近年、新規の指定研修機関の増加に伴い、領域別パッケージ研修が可能な施設や修了者も引き続き増加していくことが予測される。

【PI 看 8-10】

令和 2 年 12 月に公表された、医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会での議論の整理においても、「特定行為研修を修了した看護師へのタスク・シフト/シェアの効果は非常に大きく、看護師がより高度かつ専門的な技能を身につけることが医師の労働時間短縮にも非常に大きな役割を果たす可能性があることを広く周知し、一層の特定行為研修の推進を進めなければならない」と言及されている。このため、特定行為研修を修了した看護師の確保を一層推進していく必要があり、指定研修機関の整備が重要であると考えている。

(2) 令和 4 年度予算案における主な特定行為研修制度関連事業について

厚生労働省では、指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費に対する支援等に必要経費等を補助している。【PI 看 10】

また、今年度から指定研修機関の養成力向上支援事業として、より多くの受講者に研修を実施する指定研修機関に対して、その取組を促進するための予算を計上している。【PI 看 11】

さらに、各研修機関で効果的な指導ができるよう、指導者育成等事業の中で指導者講習会の開催に必要な経費を計上しており、令和 3 年度は、指導者講習会を 11 団体に委託し、開催した。令和 4 年度も開催を予定しており、周知等について御支援をお願いしたい。【PI 看 11】

(3) 地域医療介護総合確保基金の活用等について

在宅医療等において質の高い医療を提供していくため、都道府県においても、地域の関係者ととともに、特定行為研修を修了した看護師の確保等に係る課題・対策等を検討し、特定行為研修を修了した看護師の確保・活用のための支援を行っていくことが重要であると考えている。

平成29年度の医療計画作成指針に、指定研修機関及び受講者の確保に係る計画の策定を行うようお示し、数値目標を立てているのは16都道府県にとどまっている一方で、約9割の都道府県で特定行為研修制度に係る計画を記載いただいた。第8次医療計画においても、引き続き計画を記載することを御検討いただきたい。

また、都道府県において、特定行為研修制度の推進のために、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能である。令和3年度は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業として、41都道府県で受講料や代替職員雇用の費用を支援するなどの事業を計画されているが、指定研修機関に対する支援や、制度普及促進等に対して事業の実施、計画を行っている都道府県はまだまだ少ない現状がある。

なお、令和3年度においては、地域医療介護総合確保基金をより有効かつ効率的に活用いただくため、事業内容の取扱いについて整理した「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」を通知するなどの情報提供を行った。令和4年度も引き続き、都道府県での制度推進に向けた施策の実施に資するよう、都道府県会議の開催等について検討しているため、是非御参加をお願いしたい。

【PI看9】

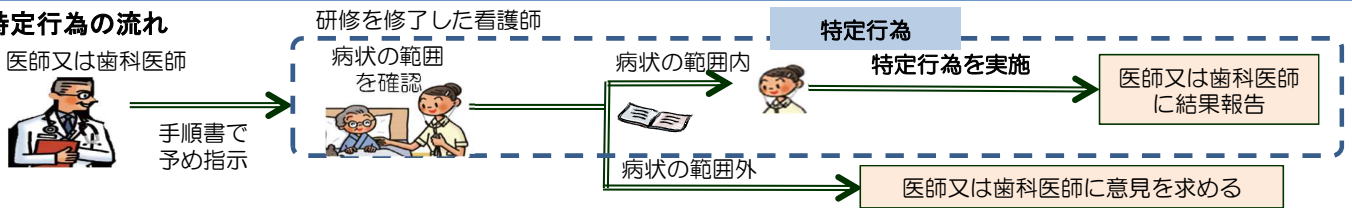
地域での特定行為研修制度の円滑な推進のため、引き続き、貴管内の教育機関や医療機関、関係団体等へ特定行為研修制度について周知いただくとともに、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう指定研修機関・協力施設の増加、既に研修を行っている施設での受け入れ定員増加といった研修体制の整備や、財政的な支援や関係機関との連携など、地域の実情に合わせ、具体的かつ計画的に取り組んでいただき、今後とも特定行為研修の推進に御協力をお願いしたい。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

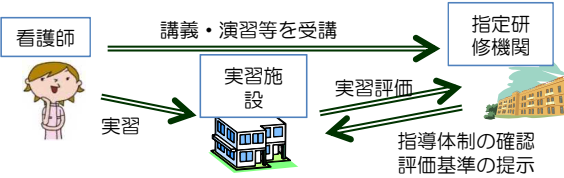
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設（平成27年10月）し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けることを可能としている



4. 研修の内容（平成31年4月～）

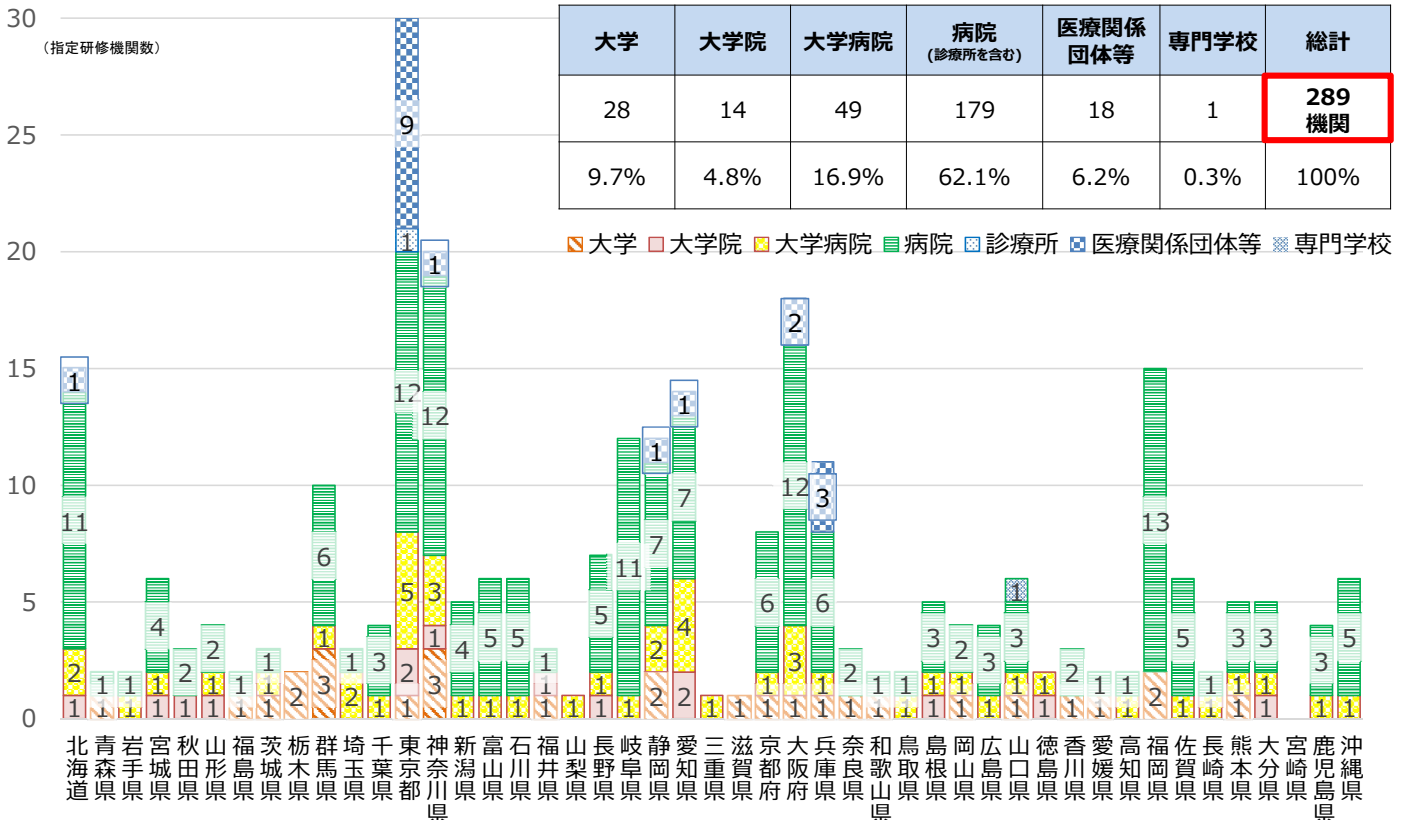
| 「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するもの の向上を図るための研修 | | 「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を 図るための研修 | |
|---|-----|--|-----|
| 共通科目の内容 | 時間数 | 特定行為区分(例) | 時間数 |
| 臨床病態生理学(講義、演習) | 30 | 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 | 9 |
| 臨床推論(講義、演習、実習) | 45 | 創傷管理関連 | 34 |
| フィジカルアセスメント (講義、演習、実習) | 45 | 創部ドレーン管理関連 | 5 |
| 臨床薬理学(講義、演習) | 45 | 栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連 | 16 |
| 疾病・臨床病態概論 (講義、演習) | 40 | 感染に係る薬剤投与関連 | 29 |
| 医療安全学、特定行為実践 (講義、演習、実習) | 45 | | |
| 合計 | 250 | | |

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

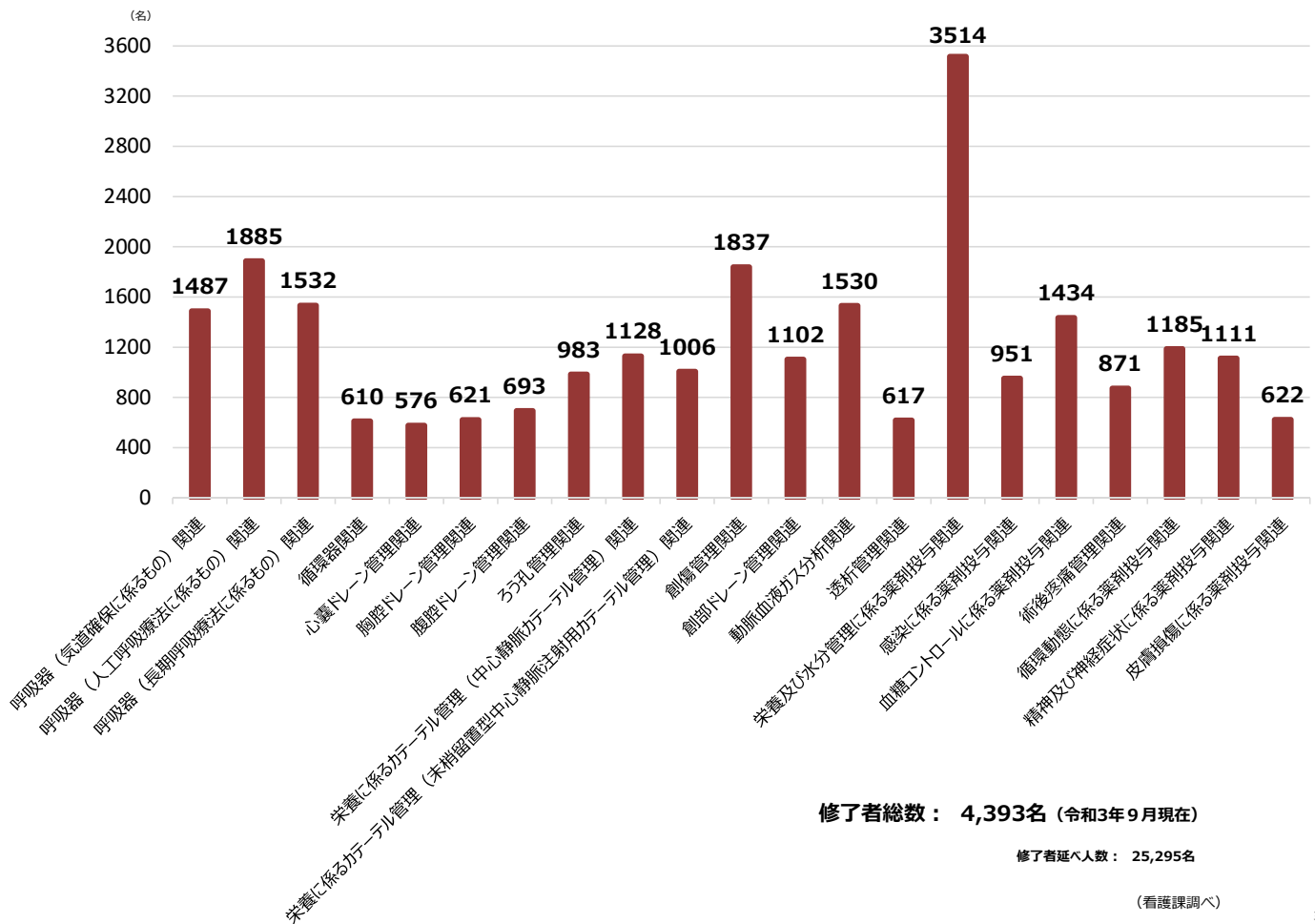
特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■都道府県別指定研修機関数(令和3年8月現在)

■施設の種類の指定研修機関数(令和3年8月現在)



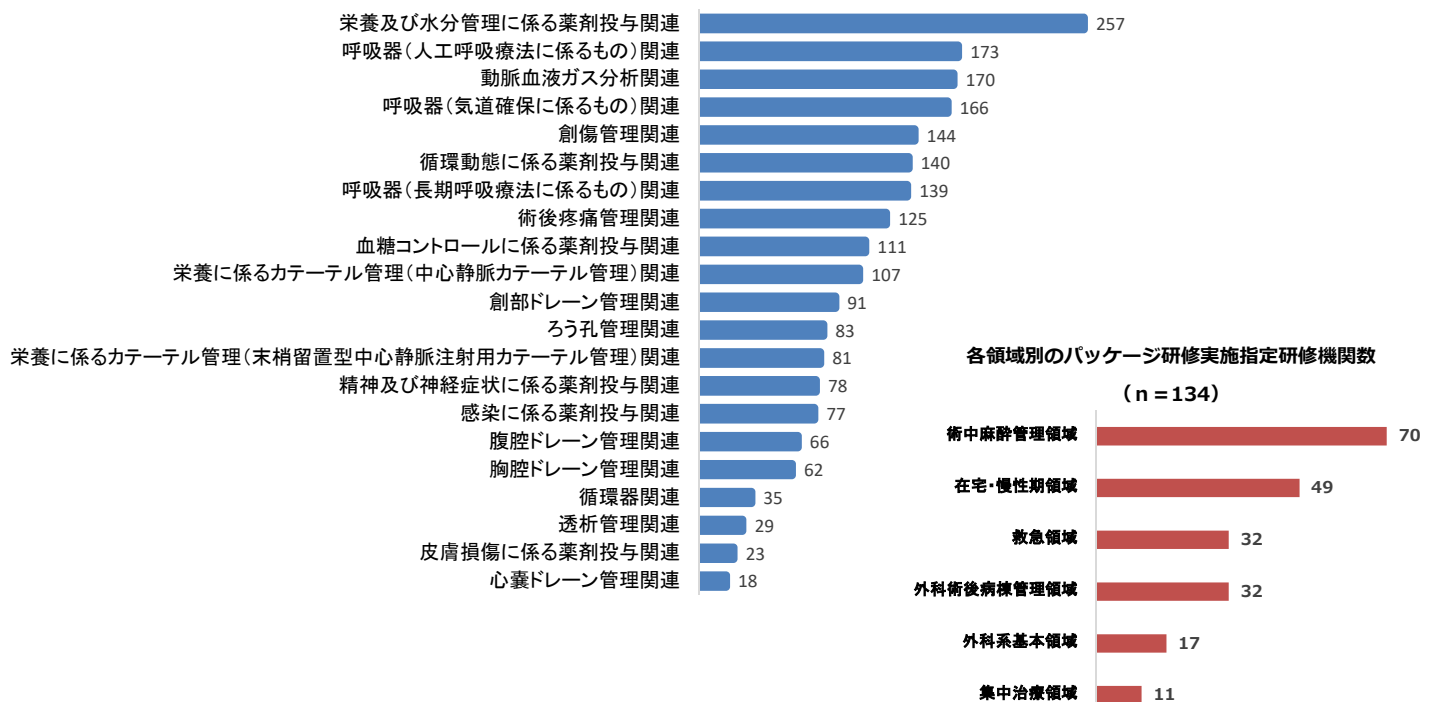
特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



指定研修機関の特定行為区分別開講状況

- 特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」と「動脈血液ガス分析関連」が多い。
- 領域別パッケージ研修では、「術中麻酔管理領域」がもっとも多い。

■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関（n=289）

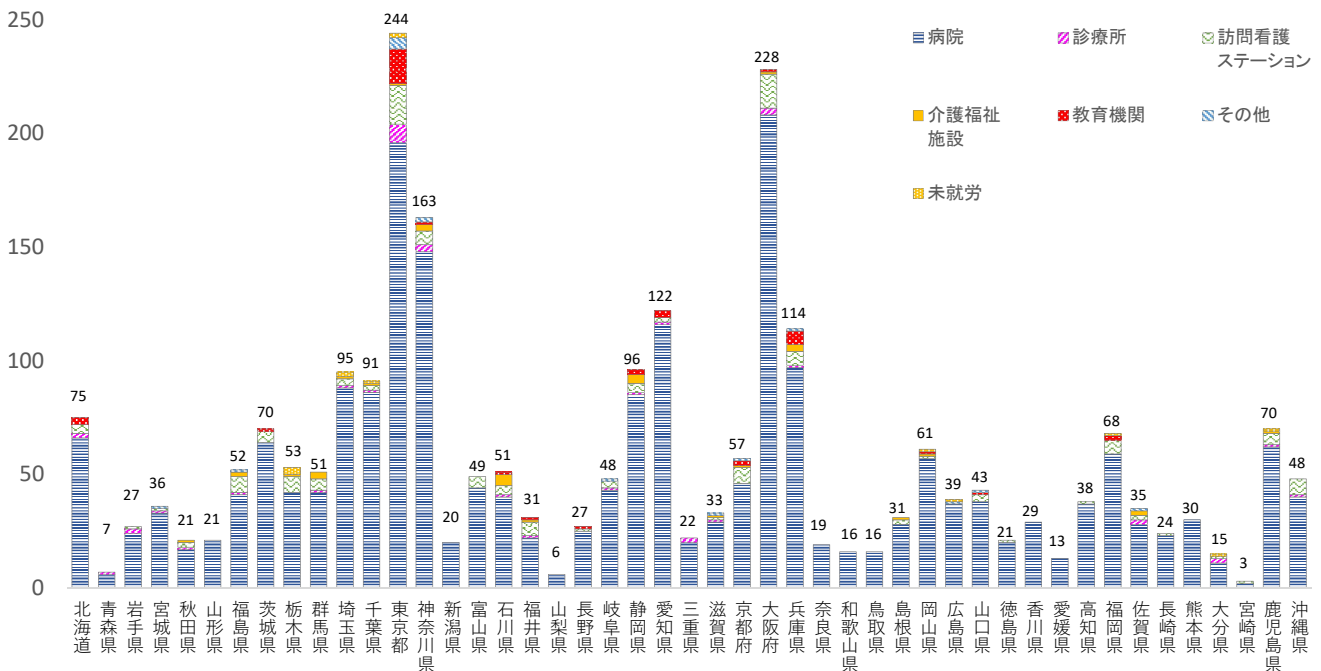


(2021年8月現在：医政局看護課調べ)

【就業場所別】 n = 3,239名

| 就業場所 | 病院 | 診療所 | 訪問看護ステーション | 介護福祉施設 | 教育機関 | その他 | 未就労 | 不明※1 |
|-------|-------|------|------------|--------|------|------|------|-------|
| 就業者総数 | 2240 | 40 | 145 | 34 | 41 | 16 | 16 | 707 |
| 割合 | 69.2% | 1.2% | 4.5% | 1.0% | 1.3% | 0.5% | 0.5% | 21.8% |

【都道府県別】 n = 2,532※2



令和3年度「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業」にて調査 5

(令和3年8月時点)

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和4年度予算案 6.3億円 (令和3年度予算額 6.3億円)

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

161,826千円 (161,826千円)

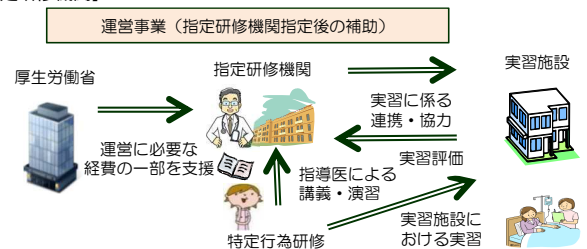
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
 【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円 (418,018千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
 【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円 (11,685千円)

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る研修機関の養力向上支援事業 39,618千円 (39,618千円)

効率的な研修体制の確保を図る指定研修機関に対し、特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の効率的な運営に必要な、指導者にかかる経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費、指定研修機関等の連携に必要な会議等を開催する費用などの支援を行い、効率的な指定研修機関の運営についての検証を行う。【補助先：指定研修機関】

事業目的

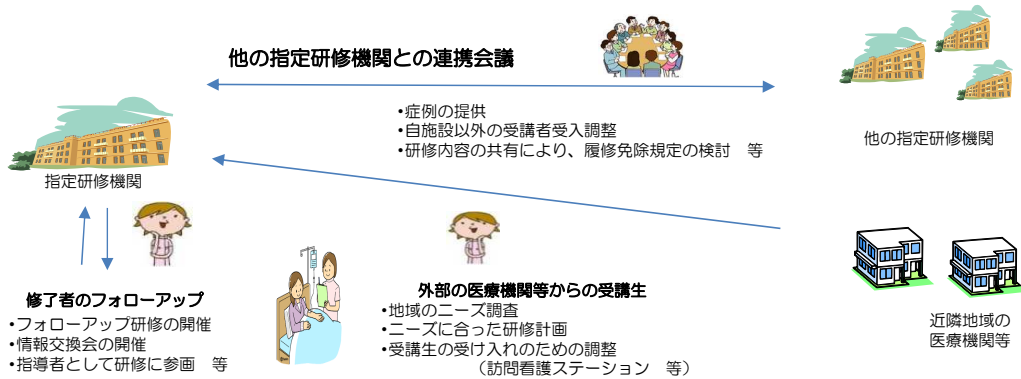
令和4年度予算案 39,618千円 (令和3年度予算額 39,618千円)

- 2025年に向けて、看護師の特定行為に係る研修制度の更なる推進を図るためには、より多くの特定行為研修修了者を養成し、確保する必要がある。
- そのためには、新たな指定研修機関の確保に加え、特定行為研修修了者を養成する指定研修機関において、研修の継続的な実施、定員の増員など、より多くの修了者を養成するための効率的な指定研修機関の運営を促進する必要がある。
- また、働きながら受講することを希望する看護師の受講行動を促すため、所属施設が指定研修機関ではない場合にも、身近な指定研修機関において受講が可能な環境の整備等を進める必要がある。
- 各指定研修機関において様々な要因が影響すると考えられるが、より多くの機関で特定行為研修修了者をさらに養成することを促進するため、本事業において、より多くの受講者に研修を実施するために、どのような取り組みが効果的であるか検証する。

事業概要

特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成のため、近隣地域の医療機関等や受講者のニーズの把握のための費用、自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用、修了者のフォローアップ研修や情報交換会などに係る費用等について支援を行い、指定研修機関の運営についての検証を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和4年度予算案 66百万円 (令和3年度予算額 58百万円)

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者(主に指定研修機関や実習施設における指導者)向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する

- ・概要：指導者(予定者含む)に対して、指導者講習会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体委託先団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省

公募により選定



指導者講習会の実施に必要な経費を支援



指定研修機関や実習施設における指導者向け講習会の企画、運営、参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者(リーダー)を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

【拡充】

◆調査・分析等の内容

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
 - ② 指定研修機関及び協力施設(実習施設)における研修についての実態調査及び分析等
 - ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
 - ④ 特定行為研修修了者による活動の効果測定する指標を用いた、医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
 - ⑤ 調査結果の公表・周知 等
- ◆委託先：公募により選定された団体

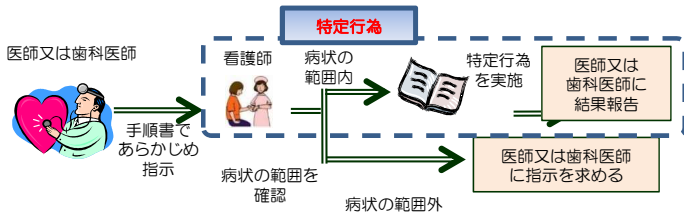
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

事業目的

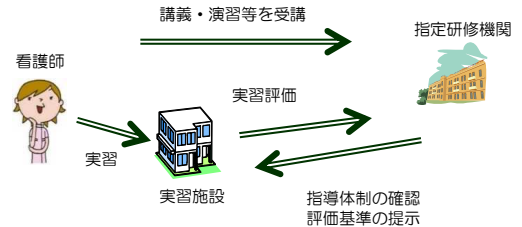
令和4年度予算案 医療提供体制施設整備交付金2.4億円の内数
(令和3年度予算額 医療提供体制施設整備交付金2.5億円の内数)

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(補助先)

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

(補助率)

1/2 (国：1/2、指定研修機関等：1/2)

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(令和2年度実施状況・令和3年度計画)

看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (令和3年8月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る令和2年度の実施状況及び令和3年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

| | | 令和2年度実施状況 | 令和3年度事業計画 | |
|-----------|---|--|--|---|
| 事業実施都道府県数 | | 45都道府県 | 44都道府県 | |
| 実施事業数 | | 71件 | 77件 (うち新規事業6件) | |
| 実施財源 | 地域医療介護総合確保基金 | 64件 (43都道府県) | 68件 (42都道府県) | |
| | 地域医療介護総合確保基金以外 | 7件 (6都県) | 7件 (6都県) | |
| 実施事業内容 | 受講者の所属施設に対する支援 | 受講料等の費用 | 39件 (新規1) 青森県 ³ 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ 、山形県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² 、茨城県 ² 、栃木県 ³ 、東京都、新潟県 ² 、富山県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、山梨県 ²⁻³ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ² 、島根県 ² 、広島県 ² 、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ³ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³ ※ ¹ | 39件 (新規1) 青森県 ³ 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ 、山形県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² 、茨城県 ² 、栃木県 ³ 、東京都、神奈川県 ² 、新潟県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、山梨県 ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ² 、島根県 ² 、広島県 ² 、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ³ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³ ※ ² |
| | | 代替職員雇用の費用 | 11件 山形県 ³ ※ ¹ 、茨城県 ² 、東京都 ³ 、神奈川県 ² 、福井県 ³ ※ ¹ 、愛知県 ² 、滋賀県 ³ 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ³ 、奈良県 ³ 、沖縄県 ³ ※ ¹ | 13件 山形県 ³ ※ ¹ 、茨城県 ² 、東京都 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、滋賀県 ³ 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ³ 、奈良県 ³ 、島根県 ² 、沖縄県 ³ ※ ² |
| | 指定研修機関に対する支援 | 研修体制整備等 | 1件 沖縄県 ³ | 2件 (新規1) 宮崎県 ³ 、沖縄県 ³ |
| | | ニーズ・課題等調査 | 1件 岐阜県 | 2件 (新規1) 岐阜県、佐賀県 ² |
| | 研修制度の普及促進等 | 症例検討・実践報告・研修会 | 5件 福島県 ² 、滋賀県 ¹ 、兵庫県 ³ 、島根県、福岡県 | 7件 (新規2) 福島県 ² 、滋賀県 ¹ 、兵庫県 ³ 、島根県、福岡県、佐賀県 ² |
| | | 制度の説明・周知、受講支援制度の紹介 | 9件 北海道 ² 、山形県 ³ 、茨城県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、佐賀県 ² | 10件 (新規1) 北海道 ² 、山形県 ³ 、茨城県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、佐賀県 ² 、宮崎県 ³ |
| | | 指定研修機関の取組み、効果の紹介 | 4件 群馬県 ¹ 、島根県、佐賀県 ² | 4件 群馬県 ¹ 、島根県、佐賀県 ² |
| その他 | 4件 埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³ | 3件 静岡県 ³ 、長崎県 ³ 、沖縄県 ³ ※ ² | | |

(都道府県に上付している数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す) 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業

4:勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※¹ 山形県・福井県・沖縄県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施している。

※² 沖縄県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用とその他の支援について実施している。

◆ 令和3年度事業計画例：指定研修機関に対する支援及び協力施設への支援 (石川県、佐賀県)

| 都道府県 | 事業名 | 事業概要 |
|------|---------------|---|
| 石川県 | 看護師特定行為研修支援事業 | 特定行為研修を受講する看護師が所属する医療機関等へ受講料、図書費、交通費、宿泊費等の受講経費を補助 |
| 佐賀県 | 特定行為研修推進事業 | 特定行為研修修了者の意見交換会を開催し、課題解決や活動基盤の強化を図る |

3. 保健師、助産師及び看護師の行政処分等について

(1) 行政処分対象事案の把握等

保健師、助産師及び看護師は、資質を向上し、医療及び公衆衛生の普及向上を図る役割を担うなか、国民の医療に対する信頼を損なうことのないよう、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第9条及び14条の規定に基づく免許の取消し及び業務の停止処分等の行政処分について、厳正に行うことが求められている。

行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてより御協力いただいているところであるが、都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられる。できる限りの状況把握に努めていただき、情報の提供をお願いする。また、業務上過失致死傷（医療過誤）や業務関連の犯罪（薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪）においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に得られるよう、引き続き御協力をお願いする。

また、保健師、助産師及び看護師の行政処分については、処分の結果を共有させていただいており、引き続き、都道府県においては、保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかどうか、改めてご確認いただきたい。

さらに、再教育研修未修了者が所在不明となっている状況がある。再教育研修や行政処分の対象者の所在確認についても御協力をお願いする。

(2) 再教育研修における助言指導者の確保

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師に対しては、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し安全に医療サービスを提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することを目的として、保健師助産師看護師法第15条第2項に基づき、再教育研修を命じている。

再教育研修の一つである個別研修の実施に際しては、医療機関の看護管理者や卒業した学校養成所の専任教員等で、行政処分対象者への助言や指導を行う助言指導者を選任する必要があるが、助言指導者となり得る者の選出及び依頼が困難な状況にあり、個別研修が実施できない対象者がいる。都道府県においては本制度の趣旨を理

解いただき、個別研修対象者から助言指導者の相談があった場合には、貴管内の医療機関や看護師等学校養成所を紹介する等のご協力をお願いします。

4. 保健師助産師看護師国家試験出題基準について

各都道府県におかれては、令和2年10月の保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）の一部改正に伴い、令和4年度より適用される改正カリキュラムに係る各養成所からの相談や書類等の指導への対応にご尽力いただいているところ。

前述した指定規則の一部改正に関連して、保健師助産師看護師国家試験（以下「国家試験」という。）制度改善検討部会において近年の国家試験の評価を行い、諸課題や改善すべき事項について議論がなされ、令和3年3月に報告書がまとめられた。これを受け、令和3年8月より保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を設置し、改定を行っている。改定された国家試験出題基準は、令和5年実施の国家試験から適用する予定である。

【PI 看 16】

I. はじめに

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下「保健師助産師看護師国家試験」）は、社会の変化や看護を取り巻く環境の変化に合わせ、定期的に改善を行っており、平成28年2月にとりまとめられた「保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書」を踏まえて近年の保健師助産師看護師国家試験の評価を行い、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、令和2年11月より5回にわたって検討を行った。

II. 改善すべき事項**1. 保健師助産師看護師国家試験問題について****1) 出題内容について**

- 看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項かつ全ての保健師助産師看護師学校養成所で教育されている標準的な教育内容から出題することに引き続き留意すべき。
- 指定規則改正に伴い、令和4年度入学生から適用となる看護基礎教育カリキュラムの改正内容や看護基礎教育検討部会報告書を踏まえた出題内容の見直しが必要。

2) 状況設定問題について

- 引き続き、出題の意図の明確化が必要。
- 長い状況文を付した単問の状況設定問題については評価領域分類(Taxonomy)Ⅲ型を中心に出题すべき。

3) 出題数等について

- 現行の出題数を維持することが妥当。
- 一般問題における短い状況設定を付した問題や状況設定問題における長い状況文を付した単問については、試験時間の制限やこれまでの出題状況を踏まえ出題すべき。

4) 試験時間について

- 短い状況設定を付した一般問題や、状況設定問題における長い状況文を付した単問を出題していく方針であることを踏まえ、今後も出題数を維持しつつ十分な試験時間を確保するために保健師国家試験及び助産師国家試験においては試験時間を延長することが望ましい。看護師国家試験においては現状維持とする。

5) 既出問題について

- 看護師国家試験における必修問題は、看護師にとって特に重要な基本的事項を問うものであることから、より積極的に既出問題を活用していく。
- 一般問題及び状況設定問題において既出問題を活用する際には、難易度への影響に留意し検討することが必要である。

6) 出題形式について

- 引き続き、出題の意図や出題内容などに適した肢数や形式で出題することが望ましい。

7) 評価領域分類 (Taxonomy) について

- 引き続き、一般問題についてはⅠ型もしくはⅡ型を中心に出题し、状況設定問題においてはⅡ型及びⅢ型で出題することが望ましい。

8) 視覚素材について

- 引き続き、視覚素材を活用して出題することが望ましい。

2. 合格基準について

- 保健師助産師看護師国家試験の合格基準については、経年的な合格状況や得点状況を踏まえ、現状維持とすることが望ましい。

3. 試験問題の公募について

- 問題の素材となる情報を含め更なる公募促進の工夫を行っていく。

4. 出題基準について

- 小項目の表現が限定的な内容となり過ぎている項目については、抽象度の見直しを行う必要がある。
- 「看護の統合と実践」については、難易度が上がりやすい等の課題があるため、教育内容としての導入時の趣旨を踏まえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項として問う内容が明確となるよう出題基準の項目を整理することが望ましい。

Ⅲ. ICTの進展等の近年の社会的状況や「新しい生活様式」及び災害等の非常時への対応を踏まえた保健師助産師看護師国家試験のあり方について

- 近年の自然災害の多発や、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、危機管理の観点から対策を検討する必要がある。またICTの進展等を踏まえ、保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用についても積極的に検討を行っていく必要がある。
- 今後、保健師助産師看護師国家試験の実施に影響を与える危機発生時においても国家試験への影響をできるだけ少なくするため、これまでの経験を踏まえ、対応策の早急な整理・検討が必要である。
- コンピュータの活用については、まずは検討に必要な情報の整理を行っていく必要がある。さらに、コンピュータ活用の目的及び課題の明確化を行い、多様な手法の中から実効性と目的に合致した手法を選択し段階的に取り入れる等、着実に検討を進めることが必要である。

5. 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受入れについて

（1）インドネシア、フィリピン、ベトナムの看護師候補者を、経済連携協定に基づく公的な枠組みで特例的に受け入れてきている。本制度は、労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携強化の観点から行っているものである。【P I 看18】

（2）令和2年度に引き続き、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、各国における検疫措置・出入国制限等により入国時期が後ろ倒しとなったところ。

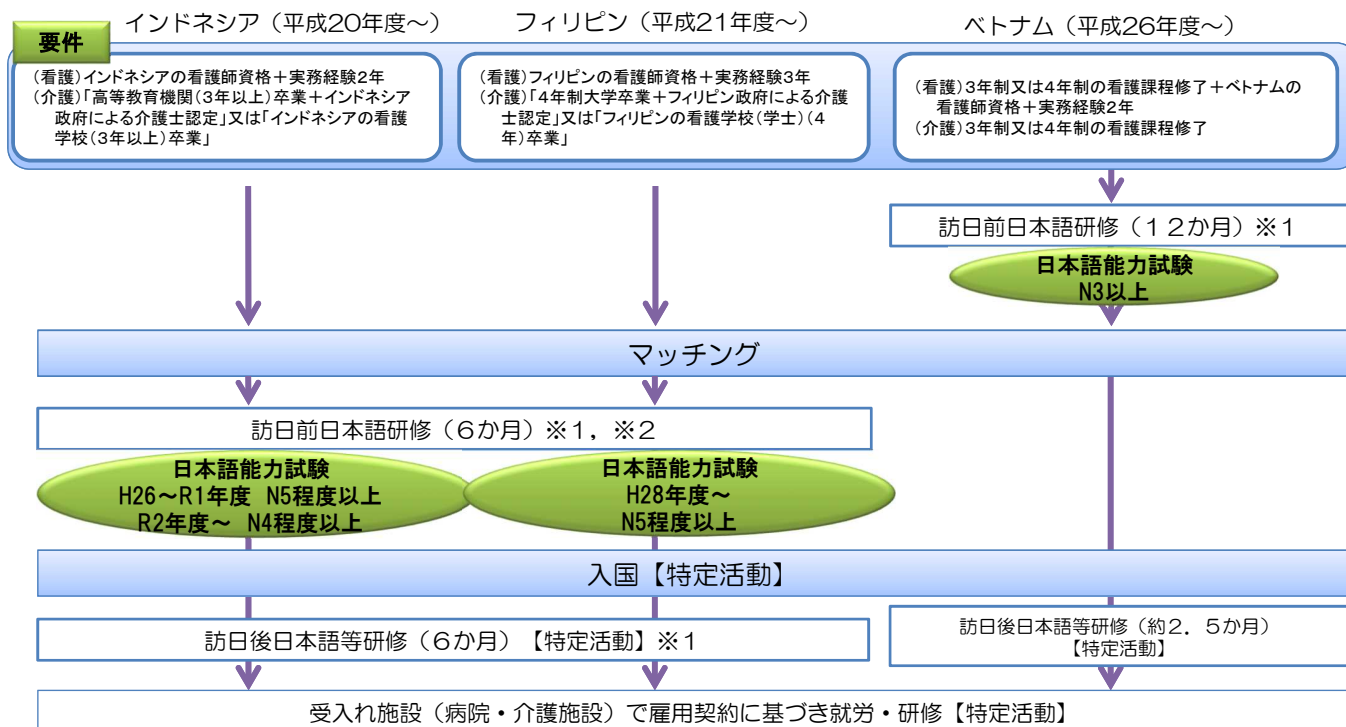
令和3年度の受入状況については、インドネシア共和国が令和3年8月に入国、フィリピン共和国は令和2年受入予定だった者が令和3年5月に入国し、令和3年受入予定者は令和3年10月に入国、ベトナム社会主義共和国は令和3年9月に入国した。

（3）今年度は、入国時期及び受入施設での就労・開始時期が遅れたことで、各施設での支援体制および計画策定にも影響を及ぼしている。

受入れ施設をはじめ関係者の皆さまにおかれては、このような現状に御対応いただいているところであるが、引き続き各施設への御支援を賜りたい。【P I 看18】

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

新型コロナウイルス感染症に伴う令和3年度受入れの状況

- 令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、出入国制限等の措置に伴い、受入スケジュールは後ろ倒しとなった。
- 令和3年度においては、3国の候補者が入国し、令和4年2月実施の国家試験を受験予定。

| 国名 | 入国時期 | 入国者数 看護師候補者数のみ 記載 |
|--------|---------|-------------------------|
| インドネシア | 令和3年8月 | 7 |
| フィリピン | 令和3年5月 | 49(※) |
| | 令和3年10月 | 11 |
| ベトナム | 令和3年9月 | 37 |

※令和2年に受入予定の者が新型コロナウイルス感染症の影響により受入スケジュールが後ろ倒しとなった

6. 令和4年度看護関係予算案について

(1) 医療提供体制推進事業費補助金における事業

○ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。

【P I 看23】

○ 助産師活用推進事業

都道府県において、関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討に関する助産師就業等の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、事業の企画・実施・評価などを行い、都道府県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化、及び助産学生等の実習施設の確保等を図る。

また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

さらに、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、地域における妊産婦の多様なニーズに応える助産師の活躍・活用を推進していただきたい。 【P I 看23, 29】

○ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。 【P I 看25】

(2) 医療提供体制施設整備交付金における事業

○ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等において、研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に係る費用に対する支援を行っている。地域における指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、引き続き当該交付金を活用いただきたい。 【P I 看21】

(3) 地域医療介護総合確保基金における看護関係事業

看護関係の基金事業については、その多くが既存事業から移行したものであり、「医療従事者の確保に関する事業」として多くが実施されている。令和4年度についても引き続き、当該基金を活用の上、看護関係事業のより一層の充実をお願いしたい。 【P I 看28】

(4) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保（令和3年度補正予算）

※令和3年度補正予算における事業については、令和4年度に繰越を行い、引き続き実施することを予定している。

- 緊急的な看護人材ニーズ等に対応した人材調整の体制整備への支援
 - ・ 都道府県内における看護師をはじめとした医療従事者の人材調整の体制整備については、今後の感染拡大に備え、病床、臨時の医療施設、宿泊療養施設等を新たに稼働させるには緊急的な人材確保が重要であることから、看護職員等を円滑に確保・支援するため、都道府県看護協会等が、応援看護師等を出向させる医療機関と応援を受け入れる病床・臨時の医療施設等の双方の事情やニーズに沿った応援シフトの調整を集約的に実施できるようにするための委託等の経費を補助する。【P I 看24】
 - ・ 看護マネジメントを行うための体制整備について、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等の看護管理者への支援や、看護職員派遣・受入に係るマニュアル整備を実施。（詳細はI-7（2）を参照）【P I 看24】

- 新型コロナウイルス感染症に対応する看護職への研修支援
 - ・ 看護職員への研修支援について、新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職員を養成し、人材を確保するために、患者の重症度等に応じた4種類の研修（特定行為研修、重症患者対応研修（集中治療室等用）、軽～中等症患者対応研修（一般病棟・入院待機施設用）、軽～中等症患者対応研修（自宅療養者用））を実施。（詳細はI-7（1）を参照）【P I 看24】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による看護職員の離職防止策への支援
 - ・ 追加的に実施する学童保育に対する支援について、こちらの事業については、昨年度の補正事業でも実施していたが、今年度の補正事業においても、新型コロナウイルス感染症による臨時休校措置が実施された場合に、医療提供体制の維持及び子どもの居場所確保を図るため、病院内保育所等が追加的に実施する学童保育に要する経費に対して財政支援を行う。【P I 看24】



令和4年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

631百万円(631百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者育成のための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 **拡充** 66百万円(58百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金24億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

① ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業 15百万円(15百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護教員等養成支援事業(通信制教育) 8百万円(8百万円)

看護教員等の養成における通信制教育(eラーニング)の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円(11百万円)

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業

※ 医療施設運営費等補助金により措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、経験が不足している臨床現場での学びを補うとともに、リアリティショックを低減し早期離職を防止することを目的として、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

⑤ 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業 **新規**

11百万円（0百万円）

新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症等の有事の際の危機管理を行うための看護マネジメント能力の向上を目指して、各都道府県が看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツの作成と検証に必要な経費に対する支援を行う。

(3) 看護業務の効率化に向けた取組の推進

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

27百万円（27百万円）

看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際に必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

- ① 中央ナースセンター事業 230百万円（230百万円）
看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

- ① 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 人生100年時代の看護職キャリア継続支援ツール作成事業 11百万円（20百万円）
出産等のライフイベントでキャリア中断が多い看護職自身の雇用形態の多様化を踏まえ、看護職に対する組織・領域横断的なキャリア形成を支援するために、キャリアの可視化や就業継続支援を目的としたツール（ポートフォリオ等）を作成・活用し、就業場所の偏在是正や新興感染症に備えた人材活用等に向けた取組を推進するために必要な経費の支援を行う。
- ④ マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム化事業 新規
33百万円（0百万円）
「デジタル改革関連法」が成立し、看護人材確保法やマイナンバー法が改正され、令和6年度中に国家資格等情報連携・活用システム（仮称）が導入されることとなり、これと同時に、マイナンバー制度を活用した人材活用システムを構築することが必要となる。具体的には、看護師籍簿等と業務従事者届の情報を幅広く把握できるようになるとともに、本人の同意を得て、これらの情報をナースセンターに提供することにより、より効果的な就業支援を行うことが可能となる。この人材活用システムは令和5年度中にシステム構築、令和6年度中に運用開始することとされていることから、システム構築に係る調査及び仕様書作成に必要な経費に対する支援を行う。

⑤ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

〈参考 令和3年度補正予算案〉

(1) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保 3,445百万円

新型コロナウイルス感染症の対応において、緊急的な看護人材ニーズ等に対応した人材調整の体制整備、新型コロナウイルス感染症に対応する看護職への研修や新型コロナウイルス感染症の影響による看護職員の離職防止にかかる支援を行う。

1 緊急的な看護人材ニーズ等に対応した人材調整の体制整備への支援

- ① 都道府県内における看護師をはじめとした医療従事者の人材調整の体制整備
感染が拡大する地域において、複数施設間で受入側のニーズに沿った応援シフト調整を集約的に行うための体制整備
- ② 都道府県外への広域における看護人材調整の体制整備
県内で人材が確保できない場合、他県へ応援派遣を要請する仕組みの体制整備
- ③ 看護マネジメントを行うための体制整備
看護管理者等支援として、医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に係る看護マネジメントをスムーズに行うための体制整備

2 新型コロナウイルス感染症に対応する看護職への研修支援

- ① 看護職員への研修支援
新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職員を養成するための支援
- ② 潜在看護職への研修支援
潜在看護職の育成等支援として、潜在看護職を新型コロナウイルス感染症関連業務がある臨時の医療施設や酸素ステーション等で活用するための支援

3 新型コロナウイルス感染症の影響による看護職員の離職防止策への支援

- ① 看護職員の新型コロナにおける離職防止のための相談窓口の設置
- ② 追加的に実施する学童保育に対する支援

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

62百万円(62百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

75,077百万円（85,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるため、令和3年度に新たに位置付けた「病床機能再編支援事業」をはじめ、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

(参考) 【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ③ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善(多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など)に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備(病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設)に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産・助産師外来の施設・設備整備

院内助産や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

助産師活用推進事業

令和4年度予算案（令和3年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金 240億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 239億円の内数）

背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

助産師出向

の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）

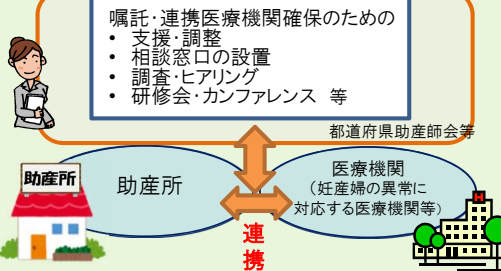


【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
 - 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
 - 連携状況のヒアリング
 - 連携についての情報交換会
 - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
 - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置 など

院内助産・助産師外来の実践及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実践及び効果についての調査 など

(厚生労働省医政局看護課)1

7.「新型コロナウイルス感染症対応における看護職員及び看護管理者への支援」について

(1) 新型コロナウイルス感染症対応における看護職員の養成

新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職員を養成し、新型コロナウイルス感染症対応が可能な看護職員の人材を確保するため、看護を提供する患者の重症度等に応じて4種類の研修(特定行為研修、重症患者対応研修(集中治療室等用)、軽～中等症患者対応研修(一般病棟・入院待機施設用)、軽～中等症患者対応研修(自宅療養者用))を実施する予定である。【PI看32】

特定行為研修については、各都道府県が指定研修機関へ研修を委託し実施いただく研修である。研修の内容は、特定行為研修に定められる特定行為区分のうち、新型コロナウイルス感染症患者の対応に係る呼吸器管理に関連するものなどの一部の特定行為区分のみ対象となっている点に御留意されたい。

重症患者対応研修(集中治療室等用)と、軽～中等症患者対応研修(一般病棟・入院待機施設用)については、研修準備事業として研修コンテンツ及び研修スキームを作成することで、臨床現場や開催者(都道府県等)の研修実施に係る負担軽減を図っている。軽～中等症患者対応研修(自宅療養者用)については、関係学会等との調整を行い、研修に活用可能な資料等の情報提供を各都道府県に行う予定である。研修を通じてさらなる感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症に対応できる看護師の事前登録や派遣調整の整備にも活かしていただきたいと考えている。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応における看護管理者への支援

新型コロナウイルス感染症を行う医療機関やクラスターが発生した施設等においては、自施設の看護職員の再配置、患者・職員の心身の管理、他施設からの看護職員の受援体制整備など、看護管理者が担う役割が非常に重要であることから、看護管理者に向けた支援を実施している。

そこで新型コロナウイルス感染症対応に必要な看護マネジメント能力の向上を目的として、看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応に係る研修を実施し、全3回をアーカイブ配信中である。医療機関等の関係機関に対して当該研修に係る情報提供をお願いしたい。【PI看33】

加えて、「新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント体制整備事業」として、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等に対して、危機管理に精通した看護管理者を派遣し、当該施設の看護管理者への支援を行っている(現在までで6施設への支援を実施中)。今後、各都道府県において、クラスターが発生した施設等への活用を御検討いただきたい。あわせて、看護職員派遣・受入に係るマニュアル整備も行う予定であるので周知に御協力いただきたい。【PI看33,34】

(3) 危機管理における看護マネジメントの支援

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、地域の医療提供体制維持のために看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきたことから、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理に関する看護マネジメント能力の向上を目的として、各都道府県において研修を継続して実施することが可能となるよう、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツの作成を令和4年度に行う予定である。令和5年度以降、当該ガイドライン等を活用して各都道府県における研修実施の御協力をお願いしたい。

【P I 看 35】

新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成事業

【事業目的】新型コロナウイルス感染症の対応には、看護職員の人材確保が不可欠である。その為、新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職を養成することで、各地域の医療提供体制を維持・確保することを目的とする。必要な知識・技術は、看護を提供する患者の重症度等により異なるため、内容に応じ複数の種類の研修が必要とされる。また、研修コンテンツ及び研修スキームを作成することで、臨床現場や開催者（都道府県等）の研修実施に係る負担軽減を図る

I. 研修実施事業 新型コロナウイルス感染症に対応するための看護職員向け各種研修を実施する（都道府県）

1. 重症患者対応研修

新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護実践のために必要な知識・技術の向上

① 特定行為研修

- ◆対象◆
特定行為研修修了者で新型コロナウイルス感染症に係る高度な行為（呼吸器操作等）を実践する可能性のある看護師
- ◆内容◆
新型コロナウイルス感染症患者への看護実践において必要とされる、新型コロナウイルス感染症の看護実践に関連する特定行為の知識・技術

② 集中治療室等用

- ◆対象◆
集中治療室等において新型コロナウイルス感染症重症患者への対応を行う可能性のある看護職員
- ◆内容◆
新型コロナウイルス感染症重症患者への看護実践のために必要な知識・技術（主に人工呼吸器及び体外式膜型人工肺（ECMO）が必要な患者の全身状態の観察や管理について）

2. 軽～中等症患者対応研修

新型コロナウイルス感染症軽～中等症患者に対する看護実践のために必要な知識・技術の向上

③ 一般病棟・入院待機施設用

- ◆対象◆
一般病棟（集中治療室等以外）、入院待機施設で新型コロナウイルス感染症の対応を行う可能性がある看護職員
- ◆内容◆
新型コロナウイルス感染症軽～中等症患者への看護実践のために必要な知識・技術（特に重症化予防、早期発見、急変時対応等）

④ 自宅療養者用

- ◆対象◆
新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の対応を行う可能性がある看護職員
- ◆内容◆
新型コロナウイルス感染症軽～中等症の自宅療養者への看護実践のために必要な知識・技術（特に自宅療養者の全身管理、家族への指導、行政等との連携、ICTの活用）

II. 研修準備事業 ②③で使用可能な研修コンテンツ・研修体制の準備を行う（日本看護協会）

研修実施事業の実施主体における負担を軽減するため、研修実施事業の②③で活用可能な研修コンテンツの企画・作成や、コンテンツ配信、広報・周知、修了者リスト作成等の、研修体制の構築を行う。

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究

研究代表者 武村 雪絵（東京大学大学院医学系研究科准教授）

- ・ 新興感染症流行時に、病院や障害者施設において感染患者等をケアする看護職員を確保し、職員の心身の健康を守りながら、他の患者・入所者へのケアの継続を含めて自施設の機能を維持するためのマネジメント方策について、有用な知見を得る
- ・ 新興感染症流行時に軽症者等用の宿泊療養施設を開設する場合の看護職の確保とマネジメントの方法に関する知見を得る

目的1：医療施設・障害者施設調査

感染患者を受け入れた病院、クラスター感染が発生した病院及び障害者施設で実施された看護職員の確保やマネジメント方策を明らかにする

半構造化面接による質的研究

| | | | |
|-------------|------------------|-----------|-----|
| 重症患者受け入れ病院 | 6施設 | 看護管理者 | 12名 |
| 中等症患者受け入れ病院 | 3施設 | 看護管理者 | 6名 |
| クラスター発生病院 | 6施設 | 看護管理者 | 10名 |
| | 複数施設 | 派遣された看護師 | 2名 |
| クラスター発生 | 2施設 [†] | 施設管理者等 | 4名 |
| 障害者施設 | 2施設 [†] | 派遣された看護師等 | 4名 |

[†]うち1施設は同施設

災害時に準じた体制／備えによる迅速な意思決定、効果的な資源投入と職員を守る姿勢に基づく総合的で多面的なマネジメントの実施

| 看護体制を構築するフェーズ | 組織運営を続けるフェーズ |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 診療等の縮小と専用病棟の決定 看護職員本人及び家族の意思やリスクを考慮した職員選定 | <ul style="list-style-type: none"> 専用病棟への多様な人的・物的支援 他部署の負担や不安の理解と支援 組織の一体感の維持・醸成 |

※クラスター発生時は対応の迅速さや困難さは異なるが方策は共通

目的2：宿泊療養施設調査

宿泊療養施設で実施された看護職の確保やマネジメント方策を明らかにする

半構造化面接による質的研究

4自治体の管理的立場を担った看護職 5名

潜在看護職を含む多様な看護職の能力を見極めて組織化し調整を繰り返しながら看護提供体制を構築

- ・ 自治体・病院等からの派遣と潜在看護職の採用による看護職の確保
- ・ 確保経路による人材の特性の違い
- ・ 保健師や看護管理経験者等が多様な看護職を組織化し関係者と調整しながら組織運営
- ・ 看護師には臨床判断、急変対応、精神的支援等の看護実践能力と倫理観を期待
- ・ 必要人員の増減対応や安全確保が課題

※小規模病院・障害者施設でのクラスター発生時は専用病棟配置者を含む派遣が必要

目的3：文献調査

過去20年間の新興感染症流行時に国内外の病院で職員に実施されたマネジメント方策を明らかにする

スコーピングレビュー

2001～2020年出版の1179本から基準を満たす71文献を選定し病院が職員に対して実施した方策及び看護管理者が実施した方策を抽出

職員の働く意思を支える多岐に渡る方策

- ・ 組織運営、看護職員配置、情報伝達、設備、研修、支援、報酬等34カテゴリ
- ・ 7割は単施設の報告
- ・ 有効性の確認は不十分

本研究参加施設も多くを実施

重要な取り組み

- ・ 災害対応の一つとして新興感染症に対応する体制づくりと備え
- ・ 職員の心身の健康と安全を守る宣言と活動

総合的で多面的なマネジメント方策の実施

今後に向けて必要な取り組み

- ・ 感染管理認定看護師の育成と地域の資源としての活用
- ・ 管理的視点を持ちリーダーシップが発揮できる看護師の育成
- ・ 看護管理者に求められる力の涵養
 - 答えがわからない状況で前を向いて模索し選択し続ける力
 - 協力・支援・情報を求める力
- ・ 看護管理経験者を把握し迅速に活用できる仕組み
- ・ 地域の医療施設・福祉施設間のネットワークの構築・強化

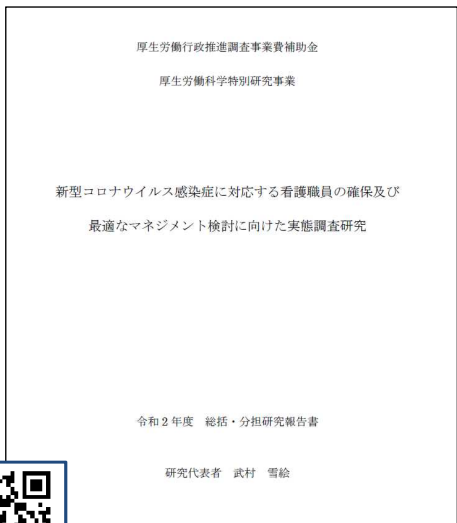
宿泊療養施設の看護職確保策と今後に向けて必要な取り組み

- ・ 保健師、看護師、看護管理経験者それぞれの強みを活かした配置と役割分担
- ・ 多様な看護職の組織化や看護提供体制の構築等のマネジメント能力を有する人材を含めた、看護職を確保するための募集方法の検討
- ・ 急激な入所者増に対応するための看護職確保の継続や再採用の準備
- ・ 危険・不安を感じた場面を収集し看護職が安心して働ける立地・構造・設備・体制等の検討

新型コロナウイルス感染症対応における看護マネジメントについて

新型コロナウイルス感染症患者の受け入れやクラスター発生を経験した看護管理者へのインタビューを実施

(令和2年度厚生労働科学特別研究事業 研究代表者：武村雪絵)



厚生労働科学研究成果データベースより報告書をご覧いただけます
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

研究結果等をもとに看護管理者向けの新型コロナウイルス対応研修を実施中

(令和3年度看護職員確保対策特別事業 実施者：日本看護管理学会)

新型コロナウイルス感染症対応から学ぶ看護マネジメント
 (全3回予定) オンラインセミナー

第1回 実態調査から見た新興感染症対応に必要な看護管理の基本姿勢
 日程：2021年8月28日(土) 18:20~19:20
 配信会場：パシフィコ横浜ノース 第3会場
 参加費無料
 オンラインセミナー参加 5,000人まで
 申込先と方法
 オンデマンド配信あり

第2回 感染者の受け入れ時あるいはクラスター発生時に重要な看護管理実践
 日程：2021年11月6日(土) 18:20~19:20
 配信会場：パシフィコ横浜ノース 第3会場

第3回 現在、そして将来の新興感染症に備える看護管理
 日程：2021年11月27日(土) 18:20~19:20
 配信会場：パシフィコ横浜ノース 第3会場

アーカイブ配信中

第1回：8月28日(土)

実態調査から見た新興感染症対応に必要な看護管理の基本姿勢

アーカイブ配信中

第2回：11月6日(土)

感染者の受け入れ時あるいはクラスター発生時に重要な看護管理実践

アーカイブ配信中

第3回：11月27日(土)

現在、そして将来の新興感染症に備える看護管理

アーカイブ配信については
 日本看護管理学会ホームページをご確認ください
 (学会員以外も無料で視聴可能)

第1回：<https://janap.jp/seminar/seminar-210828/>
 第2回：<https://janap.jp/seminar/seminar-211106/>
 第3回：<https://janap.jp/seminar/seminar-211127/>

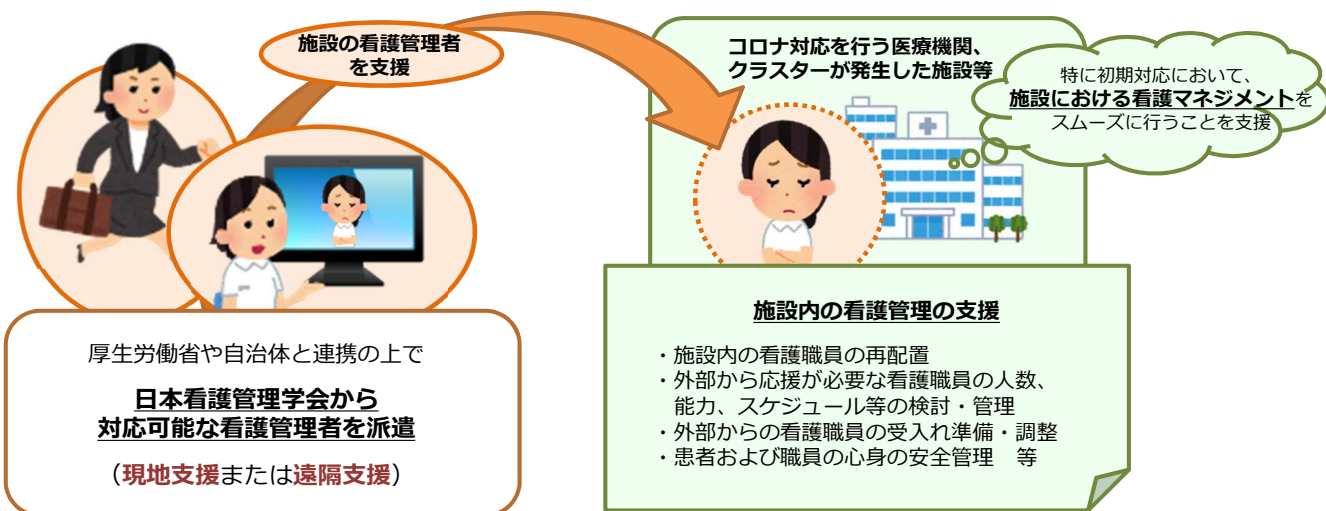
<第1回> <第2回> <第3回>



新型コロナウイルス感染症対応を行う看護管理者の方々への支援

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応において、コロナ対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等では、現場の看護管理者だけでは対応が困難なケースもある。
- ◆ 特に初期対応において、**医療機関等における看護マネジメントをスムーズに行うこと**を目的として、**新型コロナウイルス感染症対応等の危機管理に精通した看護管理者を派遣**し、各施設の看護管理者の**看護管理支援**を試行的に実施中。

(令和3年度看護職員確保対策特別事業及び令和3年度補正予算において日本看護管理学会が実施中)



※「新型コロナウイルス感染症対応から学ぶ看護マネジメント」研修の第3回で、日本看護管理学会より現在の支援状況について報告しています。

事業目的

新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関やクラスターが発生した施設等においては、自施設の看護職員の再配置、患者・職員の心身の安全管理、他施設からの看護職員の受援体制整備など、看護管理者が様々な役割を担う必要があり、当事者だけでは十分な看護マネジメントを行えず、外部の看護管理者による支援を必要とするケースが多々みられる。さらに、他施設からの看護職員の受援体制整備にあたっては、ノウハウが蓄積されてきている地域もあるものの、全国統一的なマニュアルの整備までは至っていない。

次なる感染拡大の可能性に備えて、地域の医療提供体制維持のためには看護管理者支援が喫緊の課題であり、本事業では、医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に係る看護マネジメントをスムーズに行うことを目的として、①**新型コロナウイルス感染症対応等の危機管理に精通した看護管理者による看護管理者支援体制の構築**及び②**看護職員派遣・受入に係るマニュアル整備**を行う。

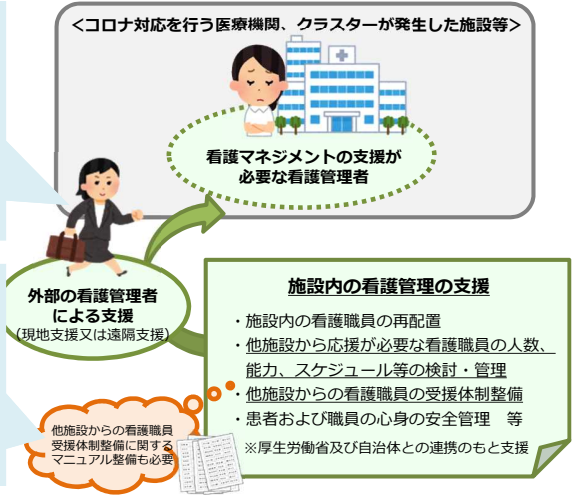
事業概要

① 新型コロナウイルス感染症対応のための看護管理者への支援体制の構築

- ◆ 感染拡大地域において、コロナ対応を行う施設やクラスターが発生した施設へ看護管理者を派遣し、当該施設における**看護管理者支援を行うためのスキーム**（仮称 NuMAT：Nursing Management Assistance Team）の構築を行う。
- ◆ 支援スキーム構築にあたっては、
 - ・厚生労働省及び自治体と連携した感染拡大地域への看護管理者派遣
 - ・派遣実績をもとにした支援スキームの課題整理及び検討（支援内容の整理、マニュアル化、支援者となる看護管理者の要件整理・リスト化など）

② 新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員派遣・受入に係るマニュアル整備

- ◆ 他施設からの看護職員の派遣にあたって、受入側である看護管理者のために**受援体制整備**について、また、応援側である派遣看護職員のために**応援に際しての心構えや準備**についての**マニュアルを作成**する。
- ◆ マニュアル整備にあたっては、応援者への調査結果及び有識者の意見等を参考にし、必要な内容を検討する。



予算額

32,512千円

補助先

一般社団法人 日本看護管理学会

対象経費

- ① 看護管理者支援に必要な経費（会議費、謝金、旅費、事務経費等を含む）について補助
- ② マニュアル作成に係る経費（会議費、謝金、消耗品費等を含む）について補助

病院・施設・訪問看護ステーション等の
看護管理者の皆様

新型コロナウイルス感染症対応で
困っている事はありませんか？

日本看護管理学会のNuMAT (Nursing Management Assistance Team) では、
以下のことについて、看護管理者の皆様への支援を行います
日本看護管理学会会員以外の方もご相談いただけます。



困ったら、迷ったら、まずは、相談を！

● 連絡先： numat@janap.jp
※お名前と連絡先（電話番号等）を
明記ください。

困りごとの内容・支援の希望の確認/現地支援の場合の日程調整等の確認

対応可能な看護管理者を派遣（現地支援または遠隔支援）

危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業【新規】

背景・事業目的

令和4年度予算案（令和3年度予算額）11百万円（0百万円）

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関、訪問看護ステーション、施設等における新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員確保、感染管理を考慮した看護配置の検討、患者・職員の心身の安全管理等、看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきた。
- 令和2年度厚生労働科学研究（特別研究）「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」において、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護管理者の役割等についての調査を行い、令和3年度には当該研究結果を活用して看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修を実施する予定である。
- 看護管理者向けの研修は、感染症患者受け入れの準備、院内外のリソースの活用、人的資源の再配分等、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理として同様に役立つ内容を含んでいる。**限られた看護人材を有効に活用し、地域の医療提供体制を維持することは看護管理者にとって不可欠な能力であることから、今後も引き続き看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を各都道府県において実施することができるよう、研修開催のためのガイドライン等作成を行うことを目的とする。**

事業概要

看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」が各都道府県において実施可能なものとなるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成し、その検証を行う。

① 研修ガイドラインの作成

各都道府県において「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるよう、研修開催に係るガイドラインを作成する。

② 研修で活用可能なコンテンツの作成

各都道府県で実施する研修において活用可能な動画やテキスト等のコンテンツを作成する。

③ 研修ガイドライン及びコンテンツの検証

①及び②で作成したガイドライン及びコンテンツを用いて研修を開催し、内容の検証と必要に応じて改善を行う。

「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」の概要

- ◆目的
新型コロナウイルス感染症対応を始め、新興感染症や災害等に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上
- ◆対象
医療機関、訪問看護ステーション、施設等における看護管理者
- ◆内容
 - ・組織において必要な看護職員確保策
 - ・人的資源の再配分
 - ・患者受け入れに向けた組織内の準備
 - ・組織内外のリソースの活用
 - ・患者及び職員の心身の安全管理
 - ・医療機関等の機能の維持
 - ・地域の医療提供体制維持のための看護職員活用

スケジュール

| R4.4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | R5.1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------------|----|----|----|----|------------------------|-----|---------------------------|-----|-------|---------------------|----|
| ① 研修ガイドラインの作成 ② 研修コンテンツの作成 | | | | | ガイドライン・コンテンツ 試作版の完成 | | ③ 研修ガイドライン・コンテンツの検証（研修開催） | | | ガイドライン・コンテンツ の完成 | |
| | | | | | | | | | | ガイドライン・コンテンツの改善 | |

補助先

民間団体

8. 看護職員等処遇改善事業補助金について

- 看護職員等処遇改善事業補助金は、令和3年度補正予算に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額平均4,000円相当）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付するもの。

なお、10月以降は、診療報酬において、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みを創設することとしている。

- 昨年末の担当者等会議以降、各都道府県において、本補助金の円滑な執行に向けて御尽力いただいているが、多くの対象医療機関において看護職員の賃金改善を実施していただくため、各都道府県におかれては、引き続き、対象医療機関に対して積極的な周知及び申請勧奨をお願いしたい。

また、国においても、順次、本補助金に係るホームページの充実を図るとともに、1月以降、医療機関が早期に賃金改善に取り組めるよう、3月いっぱいまでを目途にコールセンターを設置しているため、医療機関に対する周知にあたって、御活用をお願いしたい。

- あわせて、4月初旬には、国から本補助金に関する交付要綱を正式に発出する予定のため、都道府県におかれても、速やかに、医療機関に向けて交付要綱を発出いただき、早期の申請受付及び交付決定を行っていただくようお願いしたい。

【P I 看 37】

看護職員等処遇改善事業補助金の概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）

◎ **補助金額** 対象医療機関の看護職員（常勤換算）1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する額
※ 4,000円の賃金引上げに伴う社会保険料の事業主負担の増加分も含む

◎ **対象となる医療機関**：以下の全ての要件を満たす医療機関

- ✓ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関であること：一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）
- ✓ 令和4年2・3月分（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること（医療機関は都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能。）。なお、令和4年2月分の支給に間に合わない場合は、3月に一時金等により支給することを可能とする。
- ✓ 令和4年4月分以降は、賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上をベースアップ等（基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善）に使用すること。なお、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分は一時金等による支給を可能とする。

◎ **賃金改善の対象となる職種**

- ✓ 看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）
- ✓ 医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能

◎ **申請方法** 対象医療機関が都道府県に対して、看護職員・その他職員の月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）を記載した計画書を提出

◎ **報告方法** 対象医療機関が都道府県に対して、賃金改善実施期間終了後、看護職員・その他職員の月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）を記載した実績報告書を提出

◎ **補助金の交付方法**

対象医療機関は都道府県に対して申請を行い、都道府県から対象医療機関に対して補助金を交付（国費10/10、約215.6億円）

◎ **申請・交付スケジュール**

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を交付
- ✓ 賃金改善実施期間終了後、処遇改善実績報告書を提出

【執行のイメージ】

